

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

株式会社 伊賀交通

(1) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、日本産業衛生学会などのガイドラインを参考にし、症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

(2) 事業所での勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。）。
- ・ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間

の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。

- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(3) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす。
- ・ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。

(4) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ 共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置する。

(5) 車両・設備・器具

- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・ 車両点検用工具などの共用器具については、工具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ・ 事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。
- ・ ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 運転に支障がない場合は、運転席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

(6) 事業所等への立ち入り

- ・取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。

(7) 従業員に対する協力のお願い

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。

(8) バスの運行時における対応

- ・利用者に対して協力をお願いすべき事項は、原則として、旅行会社から利用者へお願いして頂く。直接取引の場合は利用団体へお願いする。

○以下の点について、車内アナウンス等により利用者への協力依頼

- ・マスクの着用、大声での会話の手控え
- ・乗車時及び再乗車時における手指の消毒
- ・降車時、通路での利用者の滞留が起きないように、必要に応じ通路に立ち列ができないよう順次の離席
- ・利用者との間の一定の距離確保又は、例えば換気に留意して、運転席周りの仕切り等により濃密接触の防止を行う。
- ・消毒液を常備装備する。
- ・可能であれば、現場の判断により、利用者降車時に手すり等複数の利用者が接触する可能性のある部分の消毒を行う。
- ・利用者への乗降支援策の手指の消毒を行う。
- ・手荷物の受け渡し等におけるマスク、手袋の着用を徹底する。

○旅行会社、利用団体への対応依頼

- ・出発前に利用者の体調管理（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症

状を呈している利用者には、旅行参加をご遠慮していただく。

(9) バス運行中 全般、車内換気

① バス会社の対応

- ・運転時（車内でのアナウンス時を含む）のマスク着用の徹底。
- ・外気換気モードによるエアコンの使用を基本とし、更に利用者の協力を得て、現場判断により随時窓の開放をすることによる車内換気の徹底。

② ガイドの対応

- ・アナウンス時を含めてマスク着用の徹底。
- ・アナウンスについては、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める。

③ 利用者への協力依頼

利用団体並びに旅行会社を通じ、以下の対応につき利用者に協力を要請する。

- ・乗車中のマスクの着用
- ・会話、特に大声による会話のできる限りの手控え

(10) 利用者サービス

① バス会社の対応

- ・禁止事項を社内備え付けのリーフレット等で、改めて利用者への周知を図る。
- ・車内ゴミの回収時には、使い捨て手袋を着用し、原則持ち帰り、やむを得ずゴミ捨てした場合は、手洗い・消毒を徹底する。

② 利用者への協力要請

○以下の事項につき、利用団体並びに旅行会社より利用者に協力依頼する。

- ・座席位置に関する配慮やマスクを着用いただくこと
- ・車内における飲食はできる限り避け、特に飲酒、大声での会話は極力控えていただくこと
- ・カラオケ利用は原則として禁止頂くこと
（利用される場合は、利用者との距離を確保しマスクを着用し使用していただく。
マイク使用後は消毒を行ってから次の方へお渡しいただくこと）
- ・ゴミはエチケット袋に入れ、原則として持ち帰る

(11) 仕業終了後の対応

○車内消毒・清掃

- ・手すり等、特に利用者が頻繁に手を触れる箇所を入念に、運転席周り、その他車内を清拭消毒、カーテン等については消毒液噴霧による消毒を行う。

(注) 車内清掃・消毒は、原則としては1仕業毎に実施するが、手すり等利用者が頻繁に触れるような場所は、可能な場合には、現場の判断により、更に随時適宜実施。

- ・清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用の徹底

- ・窓開け等による車内換気

○宿泊時の感染防止

- ・手指消毒の徹底

- ・宿泊中の健康チェック（体温、風邪症状の有無等）

(12) 従業員の感染が確認された場合の対応

- ・保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。

- ・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。

- ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。

- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

(13) その他

- ・総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。